

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和6年8月2日

中小企業人手不足対応支援事業補助金の募集開始 — 人手不足に直面している中小企業の省力化を支援します —

埼玉県では、人手不足の課題解決に向け、機器・ITツール等の活用により省力化に取り組む県内中小企業者等を支援する「中小企業人手不足対応支援事業補助金」を新設しました。

令和6年8月9日（金）から補助金の申請受付を開始します。

1 埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金

(1) 事業概要

中小企業者等が県内事業所等において、補助対象となる製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等を活用し、省力化に取り組むための設備投資に要する経費の一部を補助します。

(2) 補助対象者

次の要件を満たす中小企業者等であること。

【主な対象者要件】 ※他の要件については、県ホームページを御確認ください。

ア 県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者）であること。

イ 以下のいずれか一つに該当し、人手不足であること。

(ア) 直近の従業員の前年度平均残業時間が30時間を超えている。

(イ) 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。

(ウ) 直近1年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。

(エ) (ア)～(ウ)のいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的な合理的な理由がある。

ウ 埼玉県に対する債務及び県税の支払等の滞納がないこと。

エ 県内で事業を行っており、引き続き、継続する意思があること。

(3) 補助率・補助額

- ・補助率：2分の1以内
- ・補助額：15万円以上200万円以下

(4) スケジュール・交付要綱等

- ・公募期間

令和6年8月9日（金）～令和6年9月6日（金）

※交付要綱・製品カテゴリー一覧等は、以下の県ホームページを御覧ください。

※審査の上、交付決定を行います。

〈HP〉 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin_1.html

2 問合せ先

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業 事務局（申請に関すること・申請先）

（委託先：（一社）埼玉県中小企業診断協会）

TEL 048-762-9290（平日午前9時から午後5時）

メール hitodebusoku@sai-smeca.org

埼玉県産業労働部産業支援課経営革新支援担当（事業全般に関すること）

TEL 048-830-3903（平日午前8時30分から午後5時15分）

メール a3770-22@pref.saitama.lg.jp